

# 平成十八年法律第八十七号

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 被害回復給付金の支給
第一節 通則（第三条・第四条）	第二節 犯罪被害財産支給手続
第一款 手続の開始等（第五条—第八条）	第二款 支給の申請及び裁定等（第九条—第十三条）
第三款 支給の実施等（第十四条—第十七条）	第四款 特別支給手続（第十八条—第二十一条）
第五款 手続の終了（第二十二条—第二十七条）	第六款 被害回復事務管理人（第二十二条—第二十七条）
第七款 雜則（第二十八条—第三十四条）	第三章 不服申立て等（第四十条—第四十八条）
第四章 雜則（第四十九条）	第五章 外国譲与財産支給手続（第三十五条—第三十九条）
附則 第一章 総則（第四十条・第五十一条）	（目的）

この法律は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）以下「組織的犯罪処罰法」という。第十二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為（以下「対象犯罪行為」という。）により財産的被害を受けた者に対し、没収された犯罪被財産、追徴されたその価額に相当する財産及び外国譲与財産により被害回復給付金を支給することによって、その財産的被害の回復を図ることを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 犯罪被害財産 組織的犯罪処罰法第十三条第一項に規定する犯罪被害財産をいう。

二 被害回復給付金 給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次章第二节又は

第三節の規定によりその金額が算出されるものをいう。

犯罪被害財産が金銭であるときは、その金額、組織的犯罪処罰法第十六条第二項の規定により追徴された犯罪被害財産の価額に相当する金額又は第三十六条第一項の規定により追徴された犯罪被害財産の価額により得られた金銭（当該

価額若しくは取立てにより得られた金銭（当該価額若しくは取立てにより得られた金銭）であるときは、その金額又は同項の規定により没収された犯罪被害財産の裁判又は命令その他の処分により没収された財産又は追徴された価額に相当する金銭（日本

の裁判所が言い渡した組織的犯罪処罰法第十三条规定による犯罪被害財産の没収の確定裁判の執行として追徴された価額に相当する金銭を没収の確定裁判の執行として没収された財産及び組織的犯罪処罰法第十六条第二項の規定による犯罪被害財産の価額の追徴の確定裁判の執行として不正な利益を得た者、支給対象犯罪行為により財産を失つたことについて自己に不法な原因がある者その他被害回復給付金の支給を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人に

支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該財産又は賠償がされた場合に限る。）における当該支給対象犯罪行為により当該財

産を失つた対象被害者又はその一般承継人、これに共犯として加功した者、支給対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、支給対象

犯罪行為により財産を失つたことについて自己に不法な原因がある者その他被害回復給付金の支給を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人に

支給対象犯罪行為の範囲を定める処分等）

二 支給対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、支給対象犯罪行為により財産を失つたことについて自己に不法な原因がある者その他被害回復給付金の支給を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人に

支給対象犯罪行為の範囲を定める処分等）

三 支給対象犯罪行為により得られた金銭を支給することができる。ただし、その時点における給付

費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないと認めると

（犯罪被害財産支給手続の開始）

第六条 檢察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至ったときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続（以下「犯罪被害財産支給手続」という。）を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付

費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないと認めると

（犯罪被害財産支給手続の開始）

第七条 檢察官は、犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判が確定したときは、支給対象犯罪行為の範囲を定めなければならない。

前項に規定する支給対象犯罪行為の範囲は、次に掲げる対象犯罪行為について、その罪の種類、時期及び態様、これを実行した者、犯罪被害財産の形成の経緯その他の事情を考慮して定めるものとする。

二 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の理由とされた事実に係る対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為

一 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の理由とされた事実に係る対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為

のをいう。）について、相続その他の一般承継があつたときは、この法律の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、被害回復給付金を支給する。（被害回復給付金の支給）

（被害回復給付金の支給）

該対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為

（被害回復給付金の支給）

価額とみなして、第一項又は第二項の決定をすることができる。

**(公告等)** 第七条 檢察官は、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項（前条第二項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を官報に掲載して公告しなければならない。

一 犯罪被害財産支給手続を開始した旨

二 犯罪被害財産支給手続を行う検察官が所属する検察庁

三 支給対象犯罪行為の範囲

四 当該決定の時における給付資金の額

五 支給申請期間

六 その他法務省令で定める事項

2 前項第五号に掲げる支給申請期間は、同項の規定による公告があつた日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。

3 檢察官は、対象被害者又はその一般承継人であつて知り得るものに対し、第一項の規定により公表すべき事項を通知しなければならない。ただし、被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。

4 前三项に規定するものほか、第一項の規定による公告及び前項の規定による通知に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（犯罪被害財産支給手続の不開始）

第八条 檢察官は、犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することとなる見込みがないと認めるときは、犯罪被害財産支給手続を開始しない旨の決定をするものとする。

2 檢察官は、前項の決定をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

**第二款 支給の申請及び裁定等**

**（支給の申請）** 第九条 被害回復給付金の支給を受けようとする者は、支給申請期間内に、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、検察官に申請をしなければならない。

一 申請人が対象被害者又はその一般承継人であることの基礎となる事実

二 支給対象犯罪行為により失われた財産の価額

三 控除対象額（支給対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、その填補又は賠償がされた場合（当該支給対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該填補又は賠償がされた場合に限る。）における当該填補額及び賠償額を合算した額をいう。以

下同じ。）

四 その他法務省令で定める事項

2 前項の規定による申請をした対象被害者について、当該申請に対する次条又は第十二条の規定による裁定が確定するまでの間に一般承継があつたときは、当該対象被害者の一般承継人は、支給申請期間が経過した後であつても、当該一般承継があつた日から六十日以内に限り、被害回復給付金の支給を受けることができる。

3 檢察官は、対象被害者又はその一般承継人であつて知り得るものに対し、第一項の規定により公表すべき事項を通知しなければならない。ただし、被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。

4 前三项に規定するものほか、第一項の規定による公告及び前項の規定による通知に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（裁定）

第十一条 檢察官は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、支給申請期間が経過したとき（その時点において、第五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したとき）は、遅滞なく、その申請人が被害回復給付金の支給を受けるべき被害回復給付金の支給の申請が支給申請期間（第九条第二項の規定による申請があつては、一般承継があつた日から六十日）が経過した後にされたものであるとき、その他不法であつて補正することができないものであるときは、その申請を却下する旨の裁定をしなければならない。

（裁定）

第十二条 前二条の規定による裁定は、書面をもつて行い、かつ、理由を付し、当該裁定をした検察官がこれに記名押印をしなければならない。

罪被害額（支給対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額をいう。以下同じ。）を定めなければならぬ。この場合において、資格裁定を受ける者が所在が知れないときは、検察官が裁判書の副本を保管し、いつでもその送達を受けべき者に交付すべき旨を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示することをもつて同項の規定による送達に代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があつたものとみなす。

一 同一の支給対象犯罪行為により同一の財産を失った対象被害者又はその一般承継人、当該財産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額を当該対象被害者又は同一の財産を失った対象被害者又はその一般承継人、当該各号に定める額とする。

2 前項の規定にかかる場合は、当該各号に定める額を当該対象被害者又はその一般承継人の数で除して得た額（同一の対象被害者が二人以上あるときは、これらを一人とみなす。）で除して得た額（同一の対象被害者の一般承継人が二人以上ある場合は、当該各号に定める額を当該一般承継人の数で除して得た額）

二 前号に掲げる者のほか、同一の対象被害者の一般承継人が二人以上ある場合における当該一般承継人については、この額を当該一般承継人の数で除して得た額（同一の対象被害者の一般承継人が二人以上あるときは、これらを一人とみなす。）で除して得た額（同一の対象被害者の一般承継人が二人以上ある場合は、当該各号に定める額を当該一般承継人の数で除して得た額）

3 前号に掲げる者のほか、同一の対象被害者の一般承継人、当該対象被害者に係る支給対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額を当該一般承継人の数で除して得た額（同一の対象被害者の一般承継人が二人以上ある場合は、当該各号に定める額を当該一般承継人の数で除して得た額）

4 前項後段に規定する場合において、当該資格裁定を受ける者のうちに各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意をした者がいるときは、同項後段の規定にかかるわらず、当該合意をした者に係る犯罪被害額は、同項後段の規定により算出した額のうちこれらの者に係るものと合算した額に当該合意において定められた各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合を乗じて得た額とする。

（支給の実施等）

第十三条 檢察官は、第十条又は第十二条の規定による裁定をしたときは、次に掲げる事項を記載した裁定表を作成し、申請人の閲覧に供するため、これを当該検察官が所属する検察庁に備え置かなければならない。

一 資格裁定を受けた者の氏名又は名称及び当該資格裁定において定められた犯罪被害額（資格裁定を受けた者がないときは、その旨）

二 その他法務省令で定める事項

（裁定の方式等）

第十四条 檢察官は、すべての申請に対する第十一条又は第十二条の規定による裁定、第二十六条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び犯罪被害財産支給手続に要する費用の額が確定したとき（第六条第二項の規定により犯罪被害財産又はその価額についてこれを給付資金として保管するに至っていないときは、当該給付資金を保管するに至ったとき）

第一項の規定による裁定をした場合であつて、当該確定の時点において、同条第一項に規定する犯罪被害財産又はその価額についてこれ

を給付資金として保管するに至っていないときは、当該給付資金を保管するに至ったとき）

は、遅滞なく、資格裁定を受けた者に対し、被

害回復給付金の支給をしなければならない。

前項の規定により支給する被害回復給付金の額は、資格裁定により定めた第二項において「総犯罪被害額」という。が、給付資金の額から

犯罪被害財産支給手続に要する費用等の額を控除した額を超えるときは、この額に当該資格裁定を受けた者に係る犯罪被害額の総犯罪被害額

に対する割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

とし、その他のときは、当該犯罪被害額とす

2 檢察官は、裁定書の副本を申請人に送達しなければならない。

3 前項の規定にかかる場合は、当該各号に定める額を当該対象被害者又はその一般承継人の数で次の各号に掲げる者に該当するものが二人以上ある場合におけるその者に係る犯罪被害額は、当該各号に定める額とする。

一 同一の支給対象犯罪行為により同一の財産を失った対象被害者又はその一般承継人、当該財産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額を当該対象被害者又は同一の財産を失った対象被害者又はその一般承継人、当該各号に定める額とする。

2 前項の規定にかかる場合は、当該各号に定める額を当該対象被害者又はその一般承継人の数で除して得た額（同一の対象被害者の一般承継人が二人以上あるときは、これらを一人とみなす。）で除して得た額（同一の対象被害者の一般承継人が二人以上ある場合は、当該各号に定める額を当該一般承継人の数で除して得た額）

3 前号に掲げる者のほか、同一の対象被害者の一般承継人、当該対象被害者に係る支給対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額を当該一般承継人の数で除して得た額（同一の対象被害者の一般承継人が二人以上ある場合は、当該各号に定める額を当該一般承継人の数で除して得た額）

4 前項後段に規定する場合において、当該資格裁定を受ける者のうちに各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意をした者がいるときは、同項後段の規定にかかるわらず、当該合意をした者に係る犯罪被害額は、同項後段の規定により算出した額のうちこれらの者に係るものと合算した額に当該合意において定められた各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合を乗じて得た額とする。

（支給の実施等）

第十五条 檢察官は、すべての申請に対する第十一条又は第十二条の規定による裁定、第二十六条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び犯罪被害財産支給手続に要する費用の額が確定したとき（第六条第二項の規定により犯罪被害財産又はその価額についてこれ

を給付資金として保管するに至っていないときは、当該給付資金を保管するに至ったとき）

は、遅滞なく、資格裁定を受けた者に対し、被

害回復給付金の支給をしなければならない。

前項の規定により支給する被害回復給付金の額は、資格裁定により定めた第二項において「総犯罪被害額」という。が、給付資金の額から

犯罪被害財産支給手続に要する費用等の額を控除した額を超えるときは、この額に当該資格裁定を受けた者に係る犯罪被害額の総犯罪被害額

に対する割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

とし、その他のときは、当該犯罪被害額とす

検察官は、第一項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載し、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4 検察官は、第一項の規定にかかるわらず、被害回復給付金の支給を受けることができる者の所在が知れないことその他の事由により当該被害回復給付金の支給をすることができないときは、第三十一条第一項に規定する期間が経過するまでの間、当該被害回復給付金に相当する金銭を保管するものとする。この場合において、当該保管に係る金銭は、第二十六条第一項及び第三十四条の規定の適用については、給付資金に含まれるものとする。

(裁定等確定前の支給)

第五条 検察官は、前条第一項に規定する裁定、報酬の決定又は費用の額の一部が確定していない場合であつても、資格裁定を受けた者(当該資格裁定が確定している者に限る)に対し、被害回復給付金の支給を受けることができると見込まれる者の利益を害しないことが明らかであると認められる額の範囲内において相当と認める額の被害回復給付金の支給をすることができる。

2 検察官は、前項の規定により被害回復給付金を支給した場合において、前条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額のすべてが確定したときは、遅滞なく、資格裁定を受けた者に対し、同条第二項の規定により算出される支給すべき被害回復給付金の額から前項の規定により支給された被害回復給付金の額を控除した額の被害回復給付金の額から前項の規定により支給すべき被害回復給付金の額をしなければならない。この場合において、同条第三項中「額」とあるのは、「額(次条第一項の規定により支給された被害回復給付金の額を含む。)」と読み替えるものとする。

(追加支給)

第六条 検察官は、犯罪被害財産支給手続において、第十四条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額が確定し、かつ、資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の支給等(同項、前条第一項若しくはこの項の規定による被害回復給付金の支給又は第十四条第四項前段(前条第三項及びこの条

第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による被害回復給付金に相当する金銭の保管をいう。第十八条条及び

第二十一条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。)をした後に、当該犯罪被害財産支給手続に係る給付資金を新たに保管するに至った場合(当該犯罪被害財産支給手続の終了後にこれを保管するに至った場合を含む。)において、既に支給した被害回復給付金(第十四条第四項前段の規定により被害回復給付金に相当する金銭を保管するものとする。この場合においては、当該保管に係る金銭は、第二十六条第一項及び第三十四条の規定の適用については、給付資金に含まれるものとする。

(裁定等確定前の支給)

第五条 検察官は、前条第一項に規定する裁定、報酬の決定又は費用の額の一部が確定していない場合であつても、資格裁定を受けた者(当該資格裁定が確定している者に限る)に対し、被害回復給付金の支給を受けることができると見込まれる者の利益を害しないことが明らかであると認められる額の範囲内において相当と認める額の被害回復給付金の額から費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他その時点においては被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、その時点における給付資金をもってはその支給に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては被害回復給付金の支給をしなければならないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する被害回復給付金の額は、総犯罪被害残額(総犯罪被害額から既支給被害回復給付金の額の総額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)が、前項に規定する給付資金の額から費用等の額(既支給被害回復給付金の算出において控除した費用等の額を除く。)を控除した額を超えるときは、この額に資格裁定を受けた者に係る犯罪被害残額(犯罪被害額から既支給被害回復給付金の額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)の総犯罪被害残額に対する割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とす

(特別支給手続)

第十七条 検察官は、前三款の規定による手続において、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該手続における支給申請期間(第九条第二項の規定による申請にあつては、一般承継があつた日から六十日)内に被害回復給付金の支給の申請をしなかつた者は前条第一項に規定する一般承継人で同項の届出をしなかつたものに対しても余給付資金(被害回復給付金の支給等に係る手続が終了した後の残余の給付資金をいう。以下同じ。)から被害回復給付金を支給するための手続(以下「特別支給手続」という。)を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点において見込まれる残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては特別支給手続を開始することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 第九条第一項の規定による申請がないとき。

二 第十四条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額が確定した場合において、次

のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 第十条の規定による資格裁定を受けたた

べての者について被害回復給付金の支給を

いて、当該一般承継人は、法務省令で定めることにより、届出書を検察官に提出しなければならない。

(公告等)

十九条 検察官は、特別支給手続を開始する旨の決定をしたときは、直ちに、法務省令で定めることにより、前三款の規定による手続において公告した第七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を官報に掲載して公告しなければならない。

一 特別支給手続を開始した旨

二 残余給付資金の額(当該決定の時ににおいて支給された額のうち、当該合意において定めた各人が支給を受けるべき被害回復給付金の割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とす

金として見込まれる額)

三 特別支給申請期間(特別支給手続に係る支給申請期間をいう。以下同じ。)

四 その他法務省令で定める事項

2 前項第三号に掲げる特別支給申請期間は、同項の規定による公告があつた日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。

3 検察官は、対象被害者又はその一般承継人であつて知られているものに対し、第一項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者及び既に第七条第三項本文の規定により通知を受けた者については、この限りでない。

4 前三项に規定するもののほか、第一項の規定による公告及び前項の規定による通知に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(準用)

二十条 前二款の規定は、特別支給手続について準用する。この場合において、第九条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十二条第一項中「支給申請期間」とあるのは「特別支給申請期間」と、第十二条第一項中「経過したとき(その時点において、第五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したとき)とあるのは「経過したとき」と、第十四条第二項及び第四項中「給付資金」とあるのは「残余給付資金」と読み替えるものとする。

一 次のイ又はロに掲げる規定により犯罪被害

財産支給手続を開始した場合において、被害

をしてなお給付資金に残余が生ずることが明らかであると認めるとき。

回復給付金の支給等をする前に、当該イ又はロに定める事由に該当するとき。

イ 第六条第一項 給付資金をもつて犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認める場合において、新たに給付する費用等を支弁するのに足りないと認める場合を除き、給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

ロ 第六条第二項 犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

二 被害回復給付金の支給等をして給付資金に残余が生じなかつた場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

三 被害回復給付金の支給等をして残余給付資金が生じた場合において、当該残余給付資金をもつては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めると、その他特別支給手続を開始することが相当でないと認めるととき。

四 特別支給手続を開始した場合において、前条において準用する第九条第一項の規定による申請がないとき。

五 特別支給手続において、すべての申請に対する前条において準用する第十条又は第十一条の規定による裁定、当該手続に係る第二十条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び当該手続に要する費用の額が確定した場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

六 条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び当該手續に要する費用の額が確定した場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 前条において準用する第十条の規定による資格判定を受けた者がないと。

ロ 前条において準用する第十条の規定による資格判定を受けたすべての者について、前条において準用する第十四条第一項、第十五条规定によく。

四 その他の法務省令で定める事務（第四十条第一項各号に掲げる处分、決定及び裁定を除く。）

（被害回復事務管理人の義務等）

二十三條 被害回復事務管理人は、公平かつ誠実に被害回復事務を行わなければならない。

二十七條 被害回復事務管理人は、被害回復事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、

たすべての者について被害回復給付金の特別支給等をした場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

二 被害回復給付金の支給等をして給付資金に残余が生じなかつた場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

三 被害回復給付金の支給等をして残余給付資金が生じた場合において、当該残余給付資金をもつては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めると、その他特別支給手続を開始することが相当でないと認めるととき。

四 特別支給手続を開始した場合において、前条において準用する第九条第一項の規定による申請がないとき。

五 特別支給手続において、すべての申請に対する前条において準用する第十条又は第十一条の規定による裁定、当該手續に要する費用の額が確定した場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

六 条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び当該手續に要する費用の額が確定した場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 前条において準用する第十条の規定による資格判定を受けた者がないと。

ロ 前条において準用する第十条の規定による資格判定を受けたすべての者について、前条において準用する第十四条第一項、第十五条规定によく。

四 その他の法務省令で定める事務（第四十条第一項各号に掲げる处分、決定及び裁定を除く。）

（被害回復事務管理人の義務等）

二十三條 被害回復事務管理人は、公平かつ誠実に被害回復事務を行わなければならない。

二十七條 被害回復事務管理人は、被害回復事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、

被害回復事務管理人に対し、その事務に関する報告をさせることができる。

三 檢察官は、被害回復事務管理人を選任したときは、法務省令で定めるところにより、その氏名又は名称、被害回復事務（前項の規定により被害回復事務管理人に行わせることとした事務をいう。以下同じ。）の範囲その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

二 檢察官は、被害回復事務を行わなければならぬ。以下この号において同じ。

（被害回復事務管理人の義務等）

二十三條 被害回復事務管理人は、公平かつ誠実に被害回復事務を行わなければならない。

二十七條 被害回復事務管理人は、被害回復事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、

被害回復事務を行うもの。以下この条において同じ。）又は被害回復事務管理人であつた者は、被害回復事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

三 檢察官は、被害回復事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は適正を欠いていると認めるときは、被害回復事務管理人に對し、その事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

四 檢察官は、被害回復事務管理人が前項の措置を講じないとき、その他重要な事由があるときには、被害回復事務管理人を解任することができることとする。

三 第三項の規定による指示については、行政手続きを終了する旨の決定をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

二 檢察官は、前項の規定により犯罪被害財産支弁手続を終了する旨の決定をしたときは、法務支弁するのに不足すると認める場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

一 第七条第三項又は第十九条第三項の規定による通知に関する事務

二 第十条又は第十二条（これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。）の規定による裁定のための審査に関する事務

三 第十三条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による裁定表の作成又は第十四条第三項（第十五条第三項及び第十六条の規定による裁定表への記載に関する事務）

四 その他の法務省令で定める事務（第四十条第一項各号に掲げる处分、決定及び裁定を除く。）

（損害賠償請求権等との関係）

二十九條 被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その提出若しくは出頭を求め、又は公務所若しくは公私の團体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

二 檢察官は、被害回復事務を行うため必要があると認める場合であつて、相当と認めるときは、被害回復事務管理人に対し、支給対象犯罪行為に係る訴訟に関する記録（前項の訴訟記録を除く。）を使用させることができる。

（調査）

二十九條 被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その提出若しくは出頭を求め、又は公私の團体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

二 檢察官は、被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その提出若しくは出頭を求め、又は公私の團体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

（不正利得の徴収等）

二十六條 被害回復事務管理人は、給付資金から、費用の前払及び検察官が定める報酬を受けられることがある。

二 第十二条第一項及び第二項の規定は、前項の規定による報酬の決定について準用する。この場合において、同条第二項中「裁定書」とあるのは「報酬決定書」と、「申請人」とあるのは「被害回復事務管理人」と読み替えるものとする。

二 第一項の規定により徴収した金額は、当該犯罪被害財産支給手続において、第三款及び第四款の規定により被害回復給付金を支給するについては、その徴収の時に新たに保管するに至った給付資金とみなす。

（権利の消滅等）

三十一条 犯罪被害財産支給手続において、被害回復給付金の支給を受ける権利は、第十四条第三項（第十五条第三項及び第十六条第三項（これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。）並びに第二十条において準用する





第五十二条 （審査庁以外の処分）	第五十三条 （審査庁の処分）	第五十四条 （審査庁の規定により公示された処分）	第五十五条 （参加人及び処分等の参加人等に限る。）
（審査庁の規定により公示された処分）	（審査庁の規定により公示された処分）	（審査庁の規定により公示された処分）	（審査庁の規定により公示された処分）

滯なく、当該他の申請人に対し、訴訟告知をしなければならない。

偽の記載をした文書を提出した者（申請人又は第十七条第一項の規定により届出をした者に限る。）

**第四十七条** 第四十一条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え及び当該処分等に係る第四十二条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

**第二項** 第四十二条の二に規定する不作為に係る第四十二条の二各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該不作為に係る検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

**第三項** 前二項に規定する処分等又は裁決の取消しの訴えは、第四十三条において準用する第十二条の規定による裁決書の副本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

**第四項** 前項の期間は、不变期間とする。

国は、第一項に規定する訴えが、他の申請人に対する第四十条第一項第三号に掲げる裁定又は当該裁定に係る第四十二条第一項各号に定めた裁決の取消しを求めるものであるときは、屋

**(法務省令への委任)**  
**第四十九条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条第一項から第三項までの規定は、公布の日、起算して三月

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十九条において準用する第二十三条第一項及び第二十七条の規定は前項の規定により選任された被害回復事務管理人について、第三十九条において準用する第二十七条第一項の規定は前項の規定により選任された被害回復事務管理人であつた者について、それぞれ準用する。

前項において準用する第三十九条において準用する第二十七条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

この法律の施行の際現に第一項の規定により選任された被害回復事務管理人である者は、こ

<p>の法律の施行の日に、第三十九条において準用する第二十二条第一項の規定により被害回復事務管理人に選任されたものとみなす。</p> <p>5 第一項の規定により行われた外国譲与財産支給手続を開始するために必要な行為は、この法律の施行の日以後は、この法律の規定により当該外国譲与財産支給手続において行われた行為とみなす。</p>
<p>附 则（平成二十三年六月二十四日法律第七四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p>
<p>附 则（平成二十六年五月三〇日法律第四二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 则（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。</p>
<p>第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。</p> <p>（訴訟に関する経過措置）</p>
<p>第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（訴えの提起については、なお従前の例による。）</p> <p>2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることと</p>

<p>3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p>
<p>第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>
<p>附 则（平成二六年六月一三日法律第七〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>
<p>附 则（令和二年五月二九日法律第三十三条）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 则（令和四年六月一七日法律第六八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 第五百九条の規定 公布の日</p>